

# 経 済 産 業 省

20180502 貿局第1号  
輸入注意事項30第21号  
経済産業省貿易経済協力局

「輸入公表三の七の(10)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」  
(平成26年11月11日付け輸入注意事項26第31号)の一部を改正する  
規程を次のとおり制定する。

平成30年5月15日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「輸入公表三の七の(10)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認  
について」の一部改正について

「輸入公表三の七の(10)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」  
(平成26年11月11日付け輸入注意事項26第31号)の一部を別紙の新  
旧対照表のとおり改正し、平成30年6月1日から施行する。

「輸入公表三の七の(10)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入公表三の七の(10)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について（平成26年1月11日付け輸入注意事項26第31号）

改正後	現行
<p>輸入公表三の七の(10)の貨物を輸入しようとする者は、平成26年12月10日以降、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。</p>	<p>輸入公表三の七の(10)の貨物を輸入しようとする者は、平成26年12月10日以降、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 受付期日 毎週火曜日及び木曜日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時までに限る。</p> <p>2 提出書類 (1)・(2) 略 (3) 次に掲げる船積地域の区分に応じ、それぞれに定める書類 ① 略 ② ロシアを除く国又は地域 (イ) 当該貨物がロシアを原産地とする場合 当該貨物に対してロシア連邦漁業庁が発給した証明書（別紙様式2）の原本 1通 ただし、当該証明書の発給が受けられない場合には船積地域の政府その他の公的機関（商業会議所その他これに準ずる機関を含む。以下同じ。）が発給した原産地を証明する書類（以下「原産地証明書」という。）の原本又はその写しをもって代えることができる。 (ロ) 当該貨物がロシアを除く国又は地域を原産地とする場合 当該貨物に対して船積地域の政府その他の公的機関が発給した原産地証明書の原本又はその写し 1通 ただし、平成26年12月9日以前に船積みした貨物を除き、別表に掲げる地域を原産地とする貨物であって当該原産地を船積地域とする場合には、別表に掲げる様式及び発給機関の証明書の原本又はその写しに限る。</p> <p>(注) 1・2 略 3 <u>上記(3)の②(イ)及び(ロ)の場合で、原産地証明書の写しを提出す</u></p>	<p>1 受付期日 毎週月曜日、水曜日及び金曜日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時までに限る。</p> <p>2 提出書類 (1)・(2) 略 (3) 次に掲げる船積地域の区分に応じ、それぞれに定める書類 ① 略 ② ロシアを除く国又は地域 (イ) 当該貨物がロシアを原産地とする場合 当該貨物に対してロシア連邦漁業庁が発給した証明書（別紙様式2）の原本 1通 ただし、当該証明書の発給が受けられない場合には船積地域の政府その他の公的機関（商業会議所その他これに準ずる機関を含む。以下同じ。）が発給した原産地を証明する書類（以下「原産地証明書」という。）の原本をもって代えることができる。 (ロ) 当該貨物がロシアを除く国又は地域を原産地とする場合 当該貨物に対して船積地域の政府その他の公的機関が発給した原産地証明書の原本 1通 ただし、平成26年12月9日以前に船積みした貨物を除き、別表に掲げる地域を原産地とする貨物であって当該原産地を船積地域とする場合には、別表に掲げる様式及び発給機関の証明書の原本に限る。</p> <p>(注) 1・2 略 (新設)</p>

る場合は、原本証明書（別紙様式9）を併せて提出してください。（別表に掲げる様式及び発給機関の証明書のうち、電磁的記録により作成されている場合にあつては、原本証明書の提出は不要です。）

なお、原産地証明書の写しを提出した場合であっても、必要に応じ原産地証明書の原本の提出を求めることがあります。

4～7 (略)

3 (略)

別表 (略)

[別紙様式1]

輸入公表三の7の(10)に基づく輸入に関する確認申請書

経済産業大臣 殿

申請者名 \_\_\_\_\_

※確認番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

※確認年月日 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

※有効期間満了日 \_\_\_\_\_

記名押印

又は署名 \_\_\_\_\_

資 格 \_\_\_\_\_

申請年月日 \_\_\_\_\_

次の貨物の輸入の確認を申請します。

関税率表 の番号等	商 品 名	数 量	船積地域
		kg	

3～6 (略)

3 (略)

別表 (略)

[別紙様式1]

輸入公表三の7の(10)に基づく輸入に関する確認申請書

経済産業大臣 殿

申請者名 \_\_\_\_\_

※確認番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

※確認年月日 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

※有効期間満了日 \_\_\_\_\_

記名押印

又は署名 \_\_\_\_\_

資 格 \_\_\_\_\_

申請年月日 \_\_\_\_\_

次の貨物の輸入の確認を申請します。

関税率表 の番号等	商 品 名	数 量	船積地域
		kg	

備考					

当該貨物に対してロシア連邦漁業庁が発給した証明書の番号\_\_\_\_\_

当該貨物に対して船積地域の政府その他の公的機関が発給した原産地を証明する書類等

発給国・地域\_\_\_\_\_番号\_\_\_\_\_

上記の内容について確認する。  
上記の内容について確認するに至らなかった。

[ \_\_\_\_\_ ]

経済産業大臣の記名押印  
資格\_\_\_\_\_  
記名押印\_\_\_\_\_

(裏面)  
※通関

税関申告番号及び 申告年月日	送状数量	許可又は承認年月日 及び税関押印

(注) 1 本確認申請書は、証明書1通ごとに作成すること。  
2 商品名は、輸入しようとする貨物の形態及びかこの名称(例:冷凍したた

備考					

当該貨物に対してロシア連邦漁業庁が発給した証明書の番号\_\_\_\_\_

当該貨物に対して船積地域の政府その他の公的機関が発給した原産地を証明する書類等

発給国・地域\_\_\_\_\_番号\_\_\_\_\_

上記の内容について確認する。  
上記の内容について確認するに至らなかった。

[ \_\_\_\_\_ ]

経済産業大臣の記名押印  
資格\_\_\_\_\_  
記名押印\_\_\_\_\_

(裏面)  
※通関

税関申告番号及び 申告年月日	送状数量	許可又は承認年月日 及び税関押印

(注) 1 本確認申請書は、証明書1通ごとに作成すること。  
2 商品名は、輸入しようとする貨物の形態及びかこの名称(例:冷凍したた

らばがに) を記載すること。

- 3 数量は商品名ごとに記載すること。ただし、数量に端数が生じた場合も、端数はそのまま記載すること。
- 4 「船積地域」の欄には、船積地域の国又は地域名を記載すること。なお、船積地域が、外国為替及び外国貿易法における附属の島に関する命令（昭和25年総理府・大蔵省・通商産業省令第1号。以下「命令」という。）において、当分の間、附属の島から除いた地域である場合には、「船積地域」の欄には、命令に規定する島名を日本語で記載すること。
- 5 「当該貨物に対してロシア連邦漁業庁が発給した証明書の番号」及び「当該貨物に対して船積地域の政府その他の公的機関が発給した原産地を証明する書類等 発給国・地域、番号」欄には、当該貨物に対して発給された証明書の発給国・地域及び番号を記載すること。なお、政府その他の公的機関には、商業会議所その他これに準ずる機関を含む。
- 6 ※印のある欄には記入しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 8 「当該貨物に対してロシア連邦漁業庁が発給した証明書の番号」及び「有効期間満了日」欄に記載のある確認書は、記載された有効期間満了日を超えない期間に行われる1回の輸入申告についてのみ有効とする。

[別紙様式2～別紙様式8] (略)

[別紙様式9]

年 月 日

原本証明書

経済産業大臣 殿

申請者記名  
押印又は署名  
住 所

本申請に係る添付資料のうち、以下の書類の写しについては、私(当社)が保有する

たらばがに) を記載すること。

- 3 数量は商品名ごとに記載すること。ただし、数量に端数が生じた場合も、端数はそのまま記載すること。
- 4 「船積地域」の欄には、船積地域の国又は地域名を記載すること。なお、船積地域が、外国為替及び外国貿易法における附属の島に関する命令（昭和25年総理府・大蔵省・通商産業省令第1号。以下「命令」という。）において、当分の間、附属の島から除いた地域である場合には、「船積地域」の欄には、命令に規定する島名を日本語で記載すること。
- 5 「当該貨物に対してロシア連邦漁業庁が発給した証明書の番号」及び「当該貨物に対して船積地域の政府その他の公的機関が発給した原産地を証明する書類等 発給国・地域、番号」欄には、当該貨物に対して発給された証明書の発給国・地域及び番号を記載すること。なお、政府その他の公的機関には、商業会議所その他これに準ずる機関を含む。
- 6 ※印のある欄には記入しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。  
(新設)

[別紙様式2～別紙様式8] (略)

(新設)

原本と相違ないことを証明します。

書類名及び書類番号等